

議案第 7 号

富津市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

富津市消防長及び消防署長の資格を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年 2 月24日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）第 7 条により消防組織法が一部改正され、消防長及び消防署長の資格が条例に委任されたことに伴い、条例を制定するものである。

富津市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）

第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市の行政事務に従事した者で、市長の直近下位の内部組織の長の職その他市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(富津市消防長の任命資格を定める条例の廃止)

2 富津市消防長の任命資格を定める条例（平成21年富津市条例第33号）は、廃止する。